

揮発性有機化合物排出施設及び排出基準

項	揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準 (ppmC)	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの	600	
2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が100,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの	自動車の製造の用に供するもの	400 (既設700)
			その他のもの	700
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が10,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの	木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの	1,000
			その他のもの	600
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの	1,400	
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が15,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの	1,400	
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が7,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの	400	
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が27,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの	700	
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5 m <sup>2</sup> 以上のもの	400	
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が1,000kL以上のもの	60,000 (既設は容量が2,000kL以上のものについて適用)	

(備考)

- ・ 乾燥施設は揮発性有機化合物を蒸発させるものに限る。
- ・ 「送風機の送風能力」は、送風機が設置されていない施設の場合には、「排風機の排風能力」とする。
- ・ 「ppmC」は、排出ガス中の揮発性有機化合物を炭素数が1の揮発性有機化合物の量に換算した濃度(容量比百万分率)